

(仮称) 登別市情報発信拠点施設
設置及び管理運営に関する基本的考え方 (案)

令和4年 月
登別市

○ 概要

登別市では、登別観光の玄関口である登別地区に（仮称）登別市情報発信拠点施設（以下「拠点施設」といいます。）の整備を進めており、建設工事は、令和3年7月に開始し、令和4年10月の竣工、令和4年度中の供用開始を目指し、これに向けて設置条例の制定を見込んでいます。

拠点施設は、地上2階建て、延床面積約1,440㎡で、主な機能として、1階には、観光案内所や物販スペース、交流・休憩スペース、市役所支所（以下「登別支所」といいます。）、飲食等テナント、2階には、会議やサークル活動などで利用できる多目的室、調理室のほか、読書・勉強などに利用できるオープンスペース、キッズコーナーなどを備えます。

登別観光の玄関口という特性を生かし、観光客をはじめ多くの利用者に対し、広域的視点から全道各地の観光情報やアイヌ関連情報などを発信するとともに、サークル等のコミュニティ活動など、地域の交流を促進し、拠点施設を中心としながら、まちの賑わい創出を図ります。

なお、拠点施設の整備にあたっては、登別市婦人センター内に設置している登別支所を拠点施設に移転するとともに、同センターや旧登別公民館のコミュニティ機能を集約することとしています。

この「（仮称）登別市情報発信拠点施設設置及び管理運営に関する基本的考え方（案）」では、拠点施設の供用開始に向け、設置と管理運営に関し、市の基本的考え方をお示しするものです。

1 設置目的

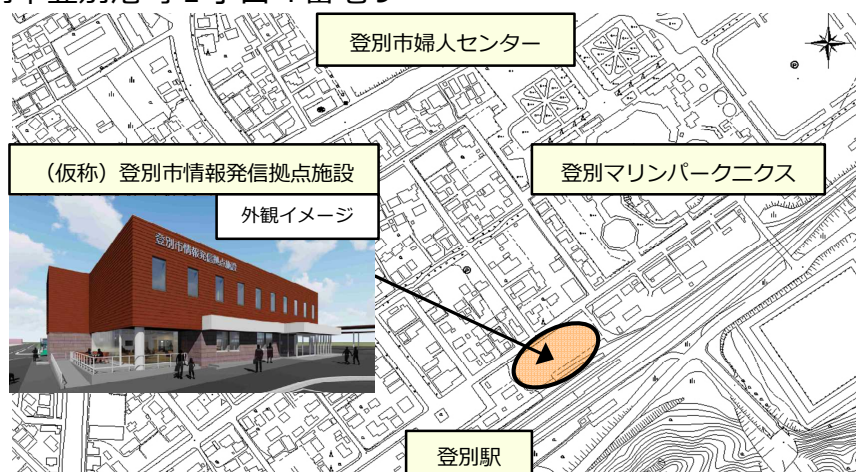
拠点施設は、豊かな地域資源や文化等を広く情報発信することにより、観光をはじめとした産業の振興を図るとともに、市民活動及び市民と観光客の交流により地域の賑わい創出を図るため、設置するものです。

2 名称（予定）

登別市観光交流センター

3 設置位置

登別市登別港町1丁目4番地9



4 事業（支所業務を除く）

- (1) 観光やアイヌ等の情報の収集及び発信に関すること。
- (2) 物販に関すること。
- (3) テナントの運営に関すること。
- (4) 観光客と地域住民の交流に関すること。
- (5) 各種講座等に関すること。
- (6) 拠点施設を使用に供すること。

※ (1) から (6) までに掲げるもののほか、アイヌ関連物品の展示や手荷物預かり・配送サービス、レンタサイクルに関する事など、拠点施設の設置目的を達成するために必要となる事業を行うものとします。

5 管理運営の方向性（指定管理者による管理）

管理運営の方法は、一般的に市直営と指定管理者による管理運営の大きく2つに分かれます。

拠点施設は、複合的に機能を有し、これに伴い、業務も多岐にわたるものとなりますが、管理運営にあたっては、観光やアイヌ関連情報の発信といった業務のほか、物販やテナント運営などの収益事業を行うこととなります。

収益事業については、採算性を確保する必要があり、拠点施設の主要事業となる情報発信はもとより、その魅力が施設の集客力に直結するものとなります。

こうしたことから、多様化する利用者ニーズに対し、民間のノウハウを生かした効果的・効率的な運営を図るため、施設全般の管理運営については、指定管理者制度を導入することとします。

ただし、登別支所については、業務執行上の理由から、従来どおり市直営で運用することとします。

6 開館時間・休館日

(1) 開館時間

午前9時から午後5時30分まで

ただし、貸館施設（多目的室、調理室）の使用について事前予約がある場合は、貸館施設（多目的室、調理室）に限り、午後9時00分までとします。

(2) 休館日

12月29日から翌年の1月3日まで

※ (1)、(2)にかかわらず、管理運営上必要があると認めるとき、その他特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは休館日を別に定めることができるものとします。

7-1 その他（観光案内業務）

指定管理者は、適切に施設の管理運営を行うとともに、SNS等を活用し、施設利用者に有益かつ多様な情報を発信することとします。

なお、観光案内所は、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針 平成30年4月<改定版>（観光庁）」における認定区分カテゴリー2の認定を受けることを要件とします。

○認定区分カテゴリー2の基準

| | |
|--------|--------------------------------|
| カテゴリー2 | 少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐。広域の案内を提供。 |
|--------|--------------------------------|

（日本政府観光局（JNTO）ホームページより引用）

7-2 その他（テナントの運営）

テナントは、指定管理者の公募要件に含めます。

指定管理者は、飲食店等を営む事業者と提携するなどし、テイクアウトを含め、飲食等を提供するテナントを運営することとします。

なお、テナント4区画のうち、地元商店会が推薦する事業者を2区画に採用することとし、地元商店会の推薦状況などにより2区画に採用できない場合は、1区画に採用することとします。

ただし、上記にかかわらず、特段の事情がある場合は、この限りではありません。